

新	旧	備考
輸出手形保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007 沿革 <u>令和2年2月28日 一部改正</u>	輸出手形保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007	
第1章～第6章 (略)	第1章～第6章 (略)	
第7章 保険金の支払 第19条 (略)	第7章 保険金の支払 第19条 (略)	
(保険金請求権の消滅時効) 第20条 保険金請求権は、保険関係が成立した荷為替手形につき満期日から<u>3年</u>を経過した場合、時効により消滅するものとする。 2 (略)	(保険金請求権の消滅時効) 第20条 保険金請求権は、保険関係が成立した荷為替手形につき満期日から<u>2年</u>を経過した場合、時効により消滅するものとする。 2 (略)	
第21条～第24条 (略)	第21条～第24条 (略)	
第8章 (略)	第8章 (略)	
第9章 雑則 第28条～第30条 (略)	第9章 雑則 第28条～第30条 (略)	
(約款の改正) <u>第31条 日本貿易保険は、法令の改正、社会情勢の変動、その他相当の事由がある場合に、この約款を改正することができる。</u>		
(手続事項) 第32条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、手続細則に定める。	(手続事項) 第31条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、手続細則に定める。	
(準拠法令) 第33条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命	(準拠法令) 第32条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命	

新	旧	備考
令その他日本国の法令の定めるところによる。 <u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u>	令その他日本国の法令の定めるところによる。	